

第5章 気づきから支援へのシステム

Q34 発達障害の可能性のある生徒に気づき、支援を行うための手順を教えてください。

発達障害の可能性のある生徒は、個々の実態に即した適切な指導・支援が行われることで、障害による様々な困難さを乗り越えて、自信を持って意欲的に学び、成長することができます。しかし、誤った対応が続くことにより、様々な二次障害に結びつく可能性が高いことは、これまで各章で述べてきたとおりです。

「気づき」はあくまでも適切な指導・支援に結びつける一つの過程であり、例えば「この生徒はLDがあるかもしれない」ということが明らかになることだけでは意味がありません。そこで、早期に気づき、早期に適切な支援をするために、以下の例のようなシステムと手順が必要となります。

＜ステップ1＞ 1次調査（気になる生徒の調査）

学習や生活、人間関係などで気になる生徒について、どのような点が気になるのか、次のような観点で整理してみます。

- ① 学習面：読む、書く、計算を中心に学習内容の理解や知識・技能の獲得状況
- ② 生活面：日常生活の態度や技能
- ③ 行動面：対人関係や社会性、集団行動、ルールに従った行動
- ④ 運動面：身体の動きや器用さ
- ⑤ 情緒面：感情のコントロールや感情の交流

＜ステップ2＞ 校内委員会での検討・共通理解の促進

各学級から出された「気になる生徒」には、どのような問題状況があるのかを話し合い、校内での対応を検討します。

障害以外の、環境や人間関係などが原因となっているものもあると思われます。どんな生徒についても、原因や背景を検討して、共通理解のもと、関係機関と連携をとりながら適切な支援を行うことが基本となります。

＜ステップ3＞ 2次調査（気になる行動の兆候を調査）

校内委員会で検討しても、指導・支援の内容が明らかにならなかったり、その後の指導・支援の効果が見られなかったりした場合、生徒の行動を更に正確に把握するために、発達障害に関する気づきの2次調査を行います。

※県総合教育センター特別支援教育部のホームページに掲載されている「LD児等の行動チェックリスト」「高等学校における学びを支えるための支援ガイドブック」等が利用できます。

＜ステップ4＞ 校内委員会で検討（2次調査の結果について）

2次調査の結果を基に校内委員会を開き、実態に応じた指導・支援の内容や方法を検討します。

＜ステップ5＞ 詳しい情報収集

発達障害の可能性が予見される場合には、まず保護者と生徒の問題状況について共通理解を図ります。そして、関係機関と連絡を取ったり、具体的な支援の方法を検討したりするための資料として、更に詳しい検査を行うこと、専門家のアドバイスを受けることなどについて保護者の了解を得ます。＜共通理解①＞

また、家庭での様子や生育歴などの情報収集を行います。（既に、医療・相談機関等にかかっている場合は、そことの連携も重要です。）保護者の承諾が得られたら、認知の特徴がとらえられる諸検査などを実施し、その結果を分析し、具体的な支援を検討する際の資料とします。

＜ステップ6＞ 対応の検討

詳細な調査や検査、関係機関との連携によって得られた情報や助言を基に、校内での具体的な指導・支援の内容や方法を検討します。この際、同時にステップ5までの情報を保護者とも確認し合い、今後の指導・支援の在り方についての保護者の意見を取り入れることも必要です。＜共通理解②＞

対応例 担任・学年……………学級・学年配慮、協力事項
支援ルーム，通級指導教室等……………個別指導の内容・方法
保護者……………家庭での課題、配慮事項

このようにして検討された内容を、個に応じた支援の計画（個別の指導計画等）としてまとめることで、共通理解の下に支援が進めやすくなりますし、計画を評価しつつ改善していくことで、更に適切な支援が可能になります。

発達障害の診断は、医師が行います。医師以外が、安易に障害を断定することはできません。しかし、様々な事情により、必ずしも医師の診断が得られない場合もあります。できるだけ専門家のアドバイスを得ながら具体的な支援の方法を見出し、できることから取組を始め、様子を見ながら工夫・改善を行っていくことが必要です。

検査や診断だけではなく、可能であれば専門家に普段の学校での生徒の様子を観察してもらったり、校内委員会に入って一緒に検討してもらったりすることも有効です。

Q35 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、どのように作成したらよいですか。

A-1 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」とは

(1) 個別の教育支援計画 生活全般にわたるナビ

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(2) 個別の指導計画 学校生活のナビ

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

A-2 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の有効性について

計画がある時とない時では、どう違うのでしょうか？

1番のメリットは、チーム支援が成立することです。

どの先生も同じように支援してくれるというのは、生徒が安心感を持ちます。

また、引継ぎの資料となり、一貫性のある支援を行うことができます。

個別の教育支援計画

- 支援の方向性が明らかになる。
- 家族支援につながる。
- 支援者間のネットワークが構築される。

個別の指導計画

- 指導の方向性や評価の視点が明確になり、計画的・意図的に指導できる。(余裕が生まれる)
- 指導の振り返り等ができ、教員の専門性が高まる。
- 子どもが取り組みやすくなる。
- 保護者への説明責任が果たせる。

A-3 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の具体的内容と作成

上の留意点

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、保護者の願い ・生育歴 ・家庭環境 ・諸検査 ・医療、福祉、保健、労働機関での支援内容と連携方法 ・学習面、生活面、対人関係等 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期目標 ・短期目標 ・具体的な手だて ・目標に対する評価 ・手だてに対する評価 ・本人、保護者の願い
作成上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に関係機関が集まって、支援状況等を話し合い、計画が形骸化しないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握は、生徒の立場になって理解する。 ・目標の数は、精選する。達成したら追加する。 ・短期目標は、誰が評価しても結果が同じになるように具体的表現にする。

A-4 作成の主な手順



PDCA サイクルの支援が効果的ですが、特に「Action」が重要です。
作成と活用はセットで考え、作成にばかり時間を費やすことがない
 ようにしたいです。気づきから支援・作成は、最短で！！

Plan : 作成

NO	内容	誰・どこ
1	対象生徒の実態把握を行う。(入学後、転学後、気づいた時点で作成が開始される)	関係者・ケース会議
2	実態把握の段階で、保護者や本人の願いを聞く。(対話による情報収集)	関係者(特に担任) 本人・保護者
3	年間の目標(長期目標)を立てる。	関係者・ケース会議
4	長期目標を達成させるために学期の目標(短期目標)を立てる。	関係者・ケース会議
5	目標を達成させるための具体的手だてを考え明記する。(手だては指導の公約)	関係者・ケース会議
6	生徒に合った様式等の決定をする。(項目の加除修正は随時可。必要な項目から書く。空欄可)	関係者・ケース会議
7	指導や支援を行うための計画書として出来上がったら、確認する。(校長は内容を確認する)	関係者・校内委員会
8	支援内容について全職員で共通理解する。	職員会議等

Do : 指導の展開

NO	内容	誰・どこ
1	各教科担任が、授業の中で、計画に記載した具体的手だてを実践する。	各教科担任・担任 授業・生活場面

Check : 指導の評価

NO	内容	誰・どこ
1	定期的に、関係者が集まり、日々の記録等を持ち寄って目標や達成度、指導内容等の評価する。	関係者・ケース会議
2	ケース会議での結果を本人や保護者に報告、説明し成長を確かめ合う。	関係者(特に担任) 本人・保護者
3	次年度への引き継ぎ資料とする。	関係者(特に担任) 本人・保護者

Action : 改善

NO	内容	誰・どこ
1	評価の結果を考察し、手だての量・方法等を修正する。	関係者・ケース会議
2	ケース会議での結果を本人や保護者に報告、説明し取組を開始する。	関係者(特に担任) 本人・保護者

(詳細は、千葉県総合教育センター特別支援教育部HP 参照)

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、効果的に支援するためのツールの一つです。このツールを作成・活用すると、チーム支援がより機能し、障害のある生徒の困難さの減少につながります。

長期的な計画である「個別の教育支援計画」を立ててから、学年・学期ごとの計画である「個別の指導計画」を立てるのが原則ですが、生徒の実態によっては「個別の指導計画」を先に立てることもあります。